

第4章 電源立地地域対策

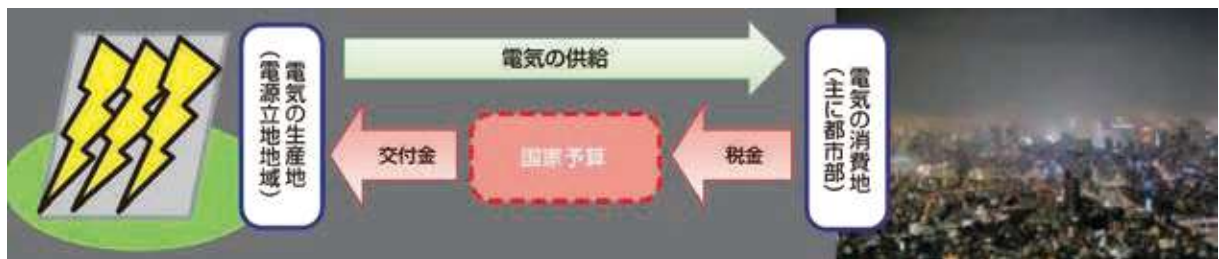
原発立地地域は、日本のエネルギー政策に協力し、それを支える役割を果たしています。その尽力に応えようと、国はさまざまな支援を行っており、第7次エネルギー基本計画では「立地地域は、地域振興や避難道路の整備、防災体制の充実等、様々な課題を抱えている。加えて、稼働停止の長期化、建設停止、再稼働、運転延長、廃炉等の状況変化により、経済的・社会的な影響も生じている。国は、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に取り組むとともに、こうした課題に真摯に向き合い、産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用、避難道路の多重化・強靱化を始め課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化等も含め、先進的な課題への取組など立地地域の実情も踏まえつつ、関係府省庁が連携し、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていく。」としています。

1. 電源立地地域対策交付金等

電気の生産地域の医療・介護の充実、教育の向上、地元産品の開発・普及等のため、電源開発促進税を原資として、発電用施設周辺地域整備法に基づき、電源立地地域対策交付金等が交付されています。

交付金には、「電源立地地域対策交付金」のように立地地域における公共用施設整備や住民福祉の向上等の地域振興等に資する事業に対して交付されるものや、「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」のように原子力災害時の防災体制の確立・強化に必要な設備や資機材の整備や原子力防災訓練、原子力防災関係者の研修、オフサイトセンターの維持管理費等のように原子力防災対策事業のために交付されるものがあります。

令和6年度の県への交付実績が19.8億円、島根原発2号機の再稼働により令和7年度は対前年比で年間約4千万円の増が見込まれています。



出典：経済産業省作成資料

電源開発促進税

発電施設の設置の促進、運転の円滑化、発電施設の利用促進、電気供給の円滑化のため、一般送配電事業者(電力会社)から販売電力量1,000kWhあたり375円が徴収されています。

電源立地地域対策交付金の交付先

島根県、松江市

なお、周辺3市の原子力防災に係る経費については、県が資機材を直接購入して配備するなどしています。

(1) 島根原子力発電所に係る電源三法交付金

単位：億円

区分・名称 ※は地域振興計画の作成が必要	交付期間					算出根拠等 ()は限度額	最終 交付先	事業内容	R6 交付額	～R6 交付額 累計
	調査 完了年	着工 完了年	運転開始 年	運転開始 後	運転終了 年					
① 電源立地 地域 対策 交付金	ア、電源立地等初期対策交付金	対象：3号機				・定額 〔初期1.4億円/年、中期9.8億円/年、後期0.8億/年〕	島根県 福祉・乳幼児医療費助成 松江市 道路新設・改良、河川改修	0.8	67.2	
	イ、電源立地促進対策交付金	対象：2,3号機				・出力×単価×係数 〔144億円/全期間〕	島根県 道路改良、歩道整備 松江市 道路新設・改良、鹿島中学校整備等	完了	215.7	
	ウ、原子力発電施設等周辺地域交付金	対象：2,3号機				・(電灯需要家契約口数+電力需要家契約kW数/2) ×交付単価×12月	島根県 電気料金割引【一部地域】 松江市 環境衛生施設運営費、小中学校運営費、乗合バス購入費	19.3	529.9	
	エ、電力移出等交付金 (水力・火力分含む)	対象：2,3号機				・移出電力量実績×交付単価(含水力・火力)	島根県 県民会館・グラントワ運営費、福祉・乳幼児医療費助成 松江市 町内活動支援費、保育所運営費	8.8	230.9	
	オ、原子力発電等立地地域長期発展対策交付金	対象：2号機 対象：1号機				・発電出力、発電量、経過年数等から算出	松江市 運動施設運営費、消防活動事業費、消防車両整備費	4.4	135.3	
②原子力発電施設立地地域共生交付金 ※					・定額〔25億円〕	島根県 県立学校耐震化、避難路等改良(H22～26) 松江市 防災行政無線整備事業、運営費(H22～26)	完了	25.0		
③原子力発電施設等立地地域特別交付金 ※					・定額〔25億円〕	島根県 次世代技術研究開発センター整備	完了	25.0		
④原子力発電施設等立地地域基礎整備支援事業交付金 ※安全確保以外は地域振興計画が必要					・再稼働 定額〔10億円〕	島根県 道路整備(落石対策、舗装整備) 松江市 道路整備(舗装修繕、支障木伐採、橋りょう修繕) 出雲市 道路整備(側溝改良による道路拡張、支障木伐採) 安来市 道路整備(舗装修繕) 雲南市 道路整備(路面補修)	2.8	2.9		
					・安全確保 定額〔20億円〕	島根県 除雪対策、落石対策、避難所等施設整備 松江市 除雪対策、落石対策 安来市 除雪対策	0.95	6.0		
					・廃止措置 発電量×係数×31円	松江市 子ども医療費助成	1.2	18.1		
					・新設、増設企業の契約電力、雇用人数から算出 〔3.8億円/年〕	島根県 新設、増設企業への電気料金割引 【一部地域】	2.3	56.8		
⑥広報・調査等交付金	対象：2,3号機				・原子力発電所数等による定額 〔0.6億円/年〕	島根県 原子力広報誌、見学会開催 松江市 見学会開催、安対協開催	0.5	24.6		
⑦放射線監視等交付金			対象：所在地域		・原子力発電所数等による定額 〔ソフト1.3億円/年、ハード9億円/5年〕	島根県 放射線・湿排水測定調査、MP設置	3.6	94.1		
⑧原子力発電施設緊急時安全対策交付金			対象：1,2号機		・国が認める所要額	島根県 原子力防災資機材、原子力防災訓練	5.2	95.2		
⑨原子力災害時避難円滑化モデル実証事業補助金					・国が認める所要額	島根県 信号機の遠隔制御化、交通管理システム改良	0.0	1.7		
⑩その他						島根県 事務費	0.001	0.7		
地域振興対策は、道路や公園等の公共施設整備や、地場産業の育成、福祉サービスの提供、 生活利便性向上等のソフト事業を対象								合計	49.9	1529.1

(2) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

- ① 再稼働など原子力発電施設等を取り巻く環境変化が立地地域等に与える影響を考慮した、国からの交付金

ア、交付先及び交付上限額

島根県 10 億円 鳥取県 5 億円

イ、島根県側の交付金の配分

県に配分される 10 億円のうち、半分の 5 億円を松江市及び周辺 3 市へ配分

配分比 松江市：出雲市：安来市：雲南市＝6：2：1：1（核燃料税と同様）

配分額 松江市 3 億円、出雲市 1 億円、安来市 0.5 億円、雲南市 0.5 億円

ウ、交付金の使途

- ・ 原子力災害時の避難の実効性の向上を図ると同時に、住民の生活利便性の向上や地域振興につながる取組を加速する事業を実施
 - （ 県事業 道路防災対策事業(落石対策、舗装整備)
 - （ 市事業 原子力災害時の避難の実効性の向上を図る事業(市道の舗装整備、支障木伐採、橋りょう修繕 等)
- ・ 県は交付金の使途を含めた地域振興計画を策定



落石防護柵の整備例

② 立地地域の災害対応能力の向上に向けた取組を支援するための、国からの新たな交付金
(安全確保交付金)

ア、交付限度額及び交付先

交付限度額 島根県全体額 20 億円(最大 5 年間、単年度交付限度額 5 億円)
 交付先 設置変更許可済であって、交付申請時点で再稼働していない原発の立地県
 立地県が認めた場合に限り、隣接県も対象
 (原発 30km 圏内人口比により、島根県分 17 億円、鳥取県分 3 億円)

イ、交付金の配分

島根県分 17 億円のうち半分程度を 4 市に補助金として配分
 (県と 4 市の配分を半分ずつとした上で 4 市への原発30km圏人口比と核燃料税交付割合比での配分額を比較し、多い方の額を 4 市へ配分)

	㉑原発30km圏 人口比		㉒核燃料税 交付割合比		配当額(億円) (㉑または㉒ の多い方)
	人口(千人)	金額(億円)	割合	金額(億円)	
4市計	391	8.50		8.50	9.43
松江市	203	4.42	12	5.10	5.10
出雲市	123	2.63	4	1.70	2.63
安来市	34	0.77	2	0.85	0.85
雲南市	31	0.68	2	0.85	0.85
県分		8.50		8.50	7.57
合計(億円)		17.00		17.00	17.00

ウ、交付金の使途(県事業)

- (1) 松江市街地の除雪対策 除雪機械の購入
- (2) 道路の落石対策 4市内の原発避難路の落石対策
- (3) 避難所等施設整備 P A Z 住民の避難先における機能向上に必要な整備

4市は島根県に準じた事業を実施

2. 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（原発特措法）

国は、原子力発電施設等の周辺の地域の振興を図ることなどを目的として、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を平成 13 年に制定し、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な支援措置を講じています。

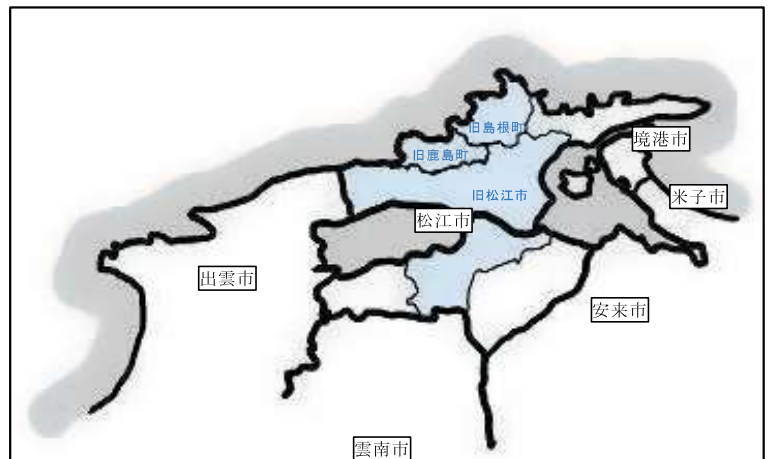
この法律は、平成 23 年 3 月末までの期限が令和 3 年 3 月末まで延長され、さらに令和 13 年 3 月末まで延長されました。

① 地域の指定

原発特措法では、地域指定の要件として「市町村の区域が隣接すること等により自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要であると認められること。」などをあげています。

その上で、地域の指定に当たっては、あらかじめ関係市町村長の意見を聴いたうえで行う都道府県知事の申出に基づき、原子力立地会議の審議を経て、内閣総理大臣が指定することとなっています。

島根地域は、平成 13 年 7 月に旧鹿島町、旧島根町、旧松江市（いずれも合併前）が、原子力発電施設等立地地域の指定を受けました。



② 振興計画の策定

原発特措法では、地域が指定されたとき都道府県知事は、「原子力発電施設立地地域の振興に関する計画」（以下「振興計画」）を策定し、内閣総理大臣に提出することとなっています。

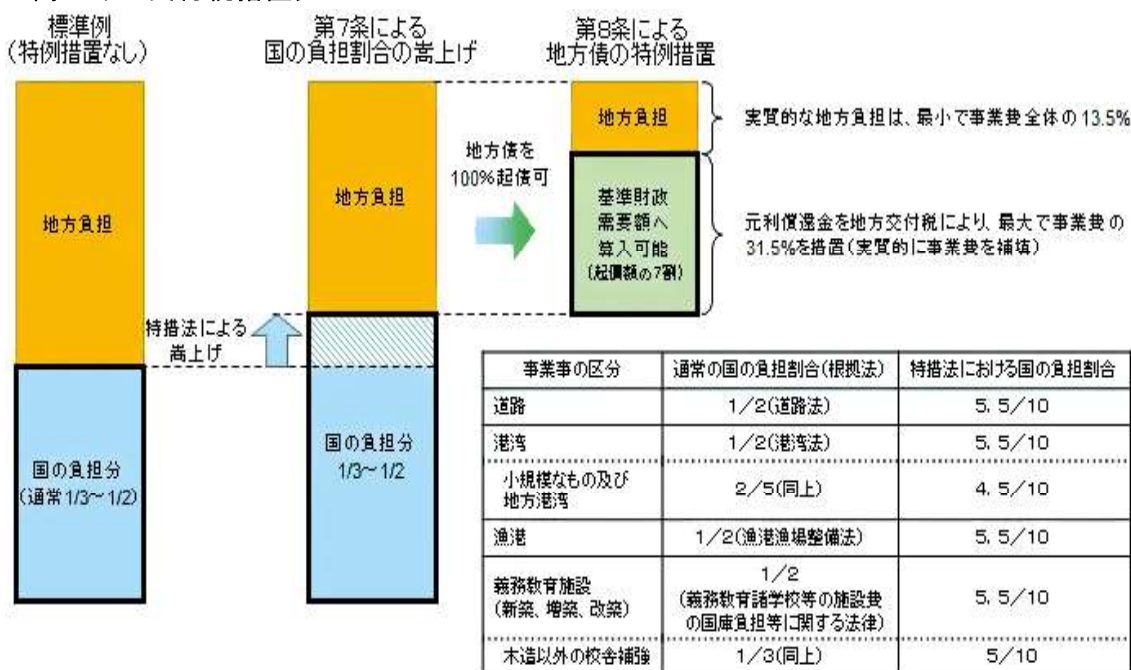
都道府県知事が振興計画を策定するときは、関係市町村長及び国を除く振興計画に基づき事業を行うこととなる者の意見を聴くこととなっています。

島根地域の振興計画については、平成 14 年 3 月に国より決定されました。

③ 支援措置の概要

振興計画に基づく事業のうち、住民生活の安全の確保に資することから緊急に整備することが必要な事業（特定事業）については、国の負担又は補助の割合の特例を定めています。さらに、特定事業の経費に充当した地方債の元利償還に要する経費は、地方交付税の基準財政需要額に算入することとなっています。

〔補助率の嵩上げと交付税措置〕



出典：内閣府作成資料

また、立地地域内で行われる事業のうち、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業において設備を新設・増設した事業者に対して、その事業に対する事業税、不動産取得税、固定資産税について地方公共団体が不均一課税（軽減税率）を課した場合に、その減収額のうちの何割かを地方交付税で補てんすることができます。

④ 特例措置の対象となる事業

ア、道路

- ・ 原発と防災上必要な施設を相互に連絡する基幹的な道路の新築又は改築
- ・ 原発や防災上必要な施設と高速自動車国道又は一般国道を相互に連絡する基幹的な道路の新築又は改築

イ、港湾・漁港

- ・ 原子力災害の発生時における緊急輸送に使用する港湾・漁港の建設又は改良工事

ウ、消防用施設（平成 17 年度に対象となる補助金が廃止されたため現在実質的に対象外）

エ、義務教育施設

原子力災害の発生時における地域住民の円滑な避難の用に供する施設の新築、増築又は改築

(1) 島根地域における事業内容

令和5年度における計画掲載事業は114事業となっています。そのうち、特例措置を受ける事業は57事業、事業費は192,441百万円となっており、令和5年度では約6億円が国から支援されています。

〔特例措置対象事業（例）〕



松江北道路



国道431号 母衣町～南田町工区



大庭バイパス

3. 核燃料税

核燃料税は、原子力発電所の立地に伴い安全対策や環境保全等の県が行う施策が必要となることから、島根県が独自に課税している法定外普通税で、昭和 55 年に創設され、これまで概ね 5 年ごとに 9 回更新されています。

現行制度では、発電用原子炉の設置者（電力会社）に、発電用原子炉に挿入された核燃料の価格（取得原価）の 8.5%の価額割と、発電用原子炉の熱出力に対し一課税期間（3ヶ月）につき 1,000kW あたり 42,700 円（廃止措置計画認可後の発電用原子炉については 63,000 円）の出力割との合算額を課税しています。

現在、核燃料税は本県を含め 12 道県で課税されています。

なお、島根原発 2 号機の再稼働により、原子炉に挿入される燃料価格に応じた価格割が課税され、燃料の挿入時期により年度ごとに変動はありますが、年平均約 4.5 億円の増が見込まれています。

〔島根県の核燃料税の推移及び課税期間別核燃料税の税収実績〕

期 別	期間（年度）	税 率	税 収
第 1 期	S55～59	5%	886 百万円
第 2 期	S60～H 元	7%	2,865 百万円
第 3 期	H2～H6	7%	3,509 百万円
第 4 期	H7～H11	7%	3,302 百万円
第 5 期	H12～H16	7%	2,422 百万円
第 6 期	H17～H21	10% 〔 H17 12% H18 12% 〕	2,923 百万円
第 7 期	H22～H26	13%	722 百万円
第 8 期	H27～H31	（価額割） 8.5% （出力割） 40,600 円 〔 H27・H28 の出力割額は 41,100 円 廃止措置認可後の原子炉は 63,000 円 〕	3,289 百万円
第 9 期	R2～R6	（価額割） 8.5% （出力割） 41,100 円 〔 廃止措置認可後の原子炉は 63,000 円 〕	4,236 百万円

第 10 期	R7～R11	(価額割) 8.5% (出力割) 42,700 円 (廃止措置認可後の原子炉は 63,000 円)	5,579 百万円 (見込額)
--------	--------	--	--------------------

(1) 核燃料税の使途

核燃料税は、県が行う原子力発電所の安全対策にかかる経費や道路整備、河川・農道・漁港の整備改修などに使われています。

また、平成 27 年度からは、一部を島根県原子力防災安全等対策交付金として、原子力発電所の防災安全対策等の財政需要に対し、原子力発電所が立地する松江市及びその周辺市の出雲市、安来市、雲南市へ交付しています。

島根原発 2 号機の再稼働判断に際し設けた知事・3 市町会議において、周辺自治体から避難の際に使用する一時集結所の修繕費や地域振興等に係る財政支援の要望があったことから、これまで、核燃料税の一定割合を交付していた交付額に交付基本額を設け、確実に一定額が交付できるよう、制度を見直しました。

島根県原子力防災安全等対策交付金

交付対象事業：原子力発電所の立地により必要となる事業であって、原子力防災安全、地域の振興及び住民福祉の向上に資する事業

交付額：核燃料税収入額を次の割合で交付

令和 4 年度からは周辺 3 市について、交付割合で算定した額が基本額を下回る場合には、基本額を交付

	松江市	出雲市	安来市	雲南市
交付割合	12%	4%	2%	2%
基本額	—	8 千万円	4 千万円	4 千万円

〔核燃料税の使途 (例)〕



県道 (松江鹿島美保関線) の整備



原子力防災車両の整備
(島根県原子力防災安全等対策交付金を活用)

4. 原子力防災安全対策等に要する財源協力協定

原子力防災業務に係る職員人件費は、本来、国が措置すべきものですが、具体的な対応がなされるまでの当面の間に限り、原因者である中国電力（株）に負担を要請しました。その結果、令和7年3月4日に締結した「島根原子力発電所に係る原子力防災安全対策等に要する財源協力協定」に基づき、島根県及び関係4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）の原子力関係業務に係る人件費相当額を島根原子力発電所の設置者である中国電力（株）が負担することとなりました。

また、中国電力(株)からの負担金を活用し、関係4市に対し、島根県原子力防災安全等対策人件費交付金を交付します。

【協定の概要】

期 間 令和7年度～11年度（国が財政措置を行うまでの間、協議のうえ更新が可能）

負担額 5億円/年を上限とし、毎年度、実績に基づき負担

対象となる業務

- ・原子力防災対策に関する事務
- ・原子力安全対策に関する事務
- ・交付金等に関する事務

〔参考〕原子力発電所立地地域の関係団体等（県関係のうち主なもの）

原子力発電関係団体協議会（以下「原発協」）

原発協は、原子力発電所が立地及び立地が予定されている道県で構成される組織で、原子力発電に伴う諸問題を調査研究し、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として昭和49年1月に設置されました。

原発協では、年2回の国への要望活動や特別要請、構成道県間の情報交換等を行っているほか、構成道県間で原子力災害時の相互応援協定等を締結しています。

構成道県（13道県）

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、島根県、山口県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県（静岡県は脱会）

全国知事会 原子力発電対策特別委員会

全国知事会の原子力発電対策特別委員会では、全国知事会として「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」を取りまとめ、年1回、国への要請等を行っています。

島根県の丸山知事は、令和3～4年度にこの原子力発電対策特別委員会の委員長を務めており、令和4年3月にはロシアのウクライナ侵攻を受け、全国知事会の会長である鳥取県の平井知事とともに、内閣官房副長官に対し、原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請を行いました。（要請内容はP63参照）

原子力発電対策特別委員会委員

北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、静岡県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、長崎県、鹿児島県の知事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会

全国知事会の危機管理・防災特別委員会では、全国知事会として原子力安全対策・防災対策に係る項目も含め、「国の施策並びに予算に関する提案・要望（災害対策・国民保護関係）」を取りまとめ、国へ年1回要望活動を行っています。

中国地方知事会 広域防災部会（原子力WG）

中国地方知事会では、広域防災部会を設置し、「原子力災害を想定した連携と調整等ワーキンググループ」等で、広域避難に関する仕組みの検討や原子力発電所の安全対策・防災対策に関する情報共有等を行っています。